

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月18日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第4号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年熱海市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「基き」を「基づき、」に、「規定する」を「必要な事項を定める」に改める。

第2条中「者は、」の次に「任命権者又は」を加え、「別記様式第1」を「、様式第1号（消防職員にあつては、様式第2号）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第3条の見出し中「権限の」を削り、同条中「を除く外」を「のほか、」に、「定めることができる」を「別に定める」に改める。

様式第1中「様式第1」を「様式第1（第2条関係）」に、「ここに」を「、ここに、」に、「且つ擁護する」を「、かつ、擁護する」に、「民主的且つ」を「民主的かつ」に、「誠実且つ」を「誠実かつ」に、「㊟」を「印」に改め、同様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第2条関係）

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏名 印

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。